



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第16号 : 研究特集 I
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1989, 16, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78826
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

5. 傳、始昌園行車牛子名、董安伯牛、得銀錢貳拾陸文。□□□□
(牛壹具、得銀錢參拾玖文)
6. 參文。參軍師祐牛、得銀錢貳拾陸文。劉延明園□□□、□□□□□□□。□□延車田
[玖] (陸文。□□□車、得銀)
7. 壹具、得銀錢參拾究文。張延叙牛、得銀錢貳拾□□。□□□□、□□ 錢拾參文。
[玖] [玖]
8. 羅寺道明車牛壹具、得銀錢參拾究文。張伯兒車牛壹具、得銀錢參拾究

(銀錢拾參) (陸文)
9. 文。張伯昊牛、得銀錢貳拾陸文。唐懷願車、得銀錢貳拾陸文。田來得牛、得銀錢貳拾陸文。
10. □海車、得銀錢拾參文。合車牛捌具、供侍郎史歡太馱、往鳩、得遠道價。
11. □□園二月廿二日、酒泉令陰世皎宣、門下校郎司空明、通事令史辛孟護貳人傳、高
(昌) [玖]
12. □□□□□□□官車牛伍具、單車壹具乘、合得銀錢究拾壹文。次東宮車牛
(參具、得銀) (文)
13. □□、□□園伍拾壹文。○○單車壹乘、壹脚破軛付主、得銀錢拾伍□。□□□
(捌具、單車壹乘?)
14. □□軸壹、得銀錢貳文。合得銀錢陸拾捌文、并合車牛□□、□□□□□□□
15. □□□付魏顯伯・虎牙張海珊貳人、往天公園中取木去。次□□□
(門下)
16. □□校郎司空明・通事令史辛孟護貳人傳、西頭遠行田、安樂□□
(牛) (牛、得銀錢拾)
17. □□、得銀錢拾壹文。永安東寺□、□□□□園文。次洿林主簿康虎皮、牛死生
18. □□□□□□□□價、得銀錢壹佰貳拾壹文、買肉去、得銀錢拾肆文。□□
(牛拾參) (貳)
19. 銀錢肆文、破□□□付主、□□□□□□□頭、付園□□□□□□乘往天公園中去。次□
(校郎司空明・通事) (孟) (貳人傳、西)
20. 月廿九日、酒泉令陰世皎宣、門下□□□□□□□・□□史辛□護□□□、□
21. 頭遠行車田田田、□□園田田□□□
(後 缺)

本文書が出土した阿斯塔那一五五号墓は、墳墓の年代を決定する墓磚及び随葬衣物疏の類は伴出していないが、この文書が魏氏高昌国時代に属することは、傳宣に携わる門下校郎及び通事令史という高昌国独自の官名が見えていることから明らかである。さらに当墓からは、重光二（六二一）年から延壽十（六三三）年にわたる紀年文書が伴出しており、この文書もほぼこの時期に相当するものと認

められよう。このことは、文書中に記される「通事令史辛孟護」の名が、延壽元（六二四）年の紀年をもつ遠行馬價錢の納入を命ずる符の文書（大谷1311号）に見える「通事令史辛孟」にあてられる可能性が高い⁹¹ことから傍証されよう。ちなみにこの文書自体は、男女の屍のうち先葬された男屍の紙鞋から取り出されたものであり、紙鞋からの文書（36～41の番号を付す）のうち 37 (b) は、延壽十（六三三）年の紀年をもつ残文書である。その他、同じく男屍の紙帽（29～35）からも、延壽六（六二九）年〈31〉、延壽九（六三二）年〈30 (a)〉、延壽十（六三三）年〈30 (b)〉の紀年をもつ文書が伴出しており、当文書の年代が延壽年間に置かれる蓋然性がかなり高いことを認めざるを得ない。即ち、ここからうかがえる遠行車牛の運用は、麴氏高昌国末期延壽年間の状態を示すことを念頭に置かなければならないであろう。この点を十分承知したうえで、次に文書の具体的な検討に移りたいと思う。

まず全体を通覧して明らかな如く、本文書は車牛を用いた目的別にまとめられ、それが同一の書式に則り整理されていたことが知られる。即ち、冒頭に日付と宣、傳者名（ただし下表（a）件は、宣・傳が、（b）件は宣が記載されていたかどうか不明）を記し、以下に遠行車牛子のリスト（遠行車・牛の所有者名と供出した車・牛の内訳及び彼らに支出される銀錢価）と、それぞれの使用の目的が列記される。ただし、（c）件のみは、遠行車牛子のリストではなく、官府及び東宮の所有に係る車牛が記録されている。従って本文書は、遠行車牛の運用だけを対象にしたのではなく、車牛使用一般にわたると見做さねばならない。

これらは年月日順に配列されており、四行目の残画から判断した「十」の文字の判読が正しいとするならば、一一行目の「□□歳二月廿二日」は、年が改まってからの最初の日付と思われる。ここで運用目的ごとに、今一度文書本文を整理すると、次の五件にまとめることができよう。

記 号	月 日	車 数	牛 数	目 的
(a)		1 0	1 1	往河畔中、取帳木（近道價）
(b)	1 □ (2?) 月	8	8	供侍郎駄、往塢耆（遠道價）
(c)	2 月 2 2 日	9	8	往天公蘭中、取木去（近道價）
(d)			1 3	往天公蘭中去（近道價）
(e)	□ 月 2 9 日			

これらによれば、車・牛の供出に対しては、その使用される距離に応じて遠道價（（b）件）と、近道價（（a）・（c）・（d）件）との区別があったことが知られる。（a）・（c）・（d）件の河畔及び天公蘭が、どこを指しているのかは詳らかではないが、（b）件に見える塢耆は、焉耆（カラシャール）を指すことは疑いない。従って文字通り遠道價は、遠距離運送に対して支出される価格であり、それに対して近道價は、近距離運送に対しての価格と見て大過なからう。支出された銀錢の額から判断すると、遠道價は、車＝一三文・牛＝二六文・車牛＝三九文と規定されていたのに対して、近道價は、車＝六文・牛＝一一文・車牛＝一七文とされ、遠道價の半分以下に評価されていた

ことがわかる。

(未完)

【註】

- (1) いずれも『吐魯番出土文書』(以下、『文書』と略称)第四冊所収文書に見えている(「驛馬」〈64TAM15, 三四頁～三六頁〉、「亭馬」〈72TAM171, 一三六頁〉、「任行馬」〈72TAM151, 一六二頁、一六八頁〉)。
- (2) 唐長孺「新出吐魯番文書発掘整理経過及文書簡介」(『東方学報』京都 第五四冊、一九八二年)、九二頁(池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展－唐長孺教授講演の紹介を中心に－」〈『史学雑誌』第九一編第三号、一九八二年〉、七〇頁)。
- (3) 本誌第三号、三頁、参照。

高昌文書中の「劑」字について(上)

－『吐魯番出土文書』割記(八)－

關 尾 史 郎

【は じ め に】

先に私は、高昌国の條記文書の様式について検討する機会をもったが、その際、「劑」字について、これが田租以外の丁税、遠行馬錢、および刺薪など月を単位として賦課された税種の條記文書に、しかも月に続けて記入されていることから、その意味は基本的には「分」であるが、原則的には年を単位として賦課されたはずの税の総額が、実際には何回かに分割され月を単位として賦課されたことを示していると考えた¹⁾。しかし池田温氏も指摘されているように²⁾、條記文書以外でも、高昌国時代の文書(以下、高昌文書と略記)、とりわけ税制関係文書には若干だがこの文字が散見されるし、またこの文字の有する意味が今まで全く顧みられなかったというわけでもない。にもかかわらず、前稿ではこれらに一切言及しなかったのは、偏に紙幅の都合による。そこで本稿においては、あらためて先行の解釈を紹介・検討するとともに、條記文書以外の文書にみえる「劑」字の解釈を試みてみたいと思う。

【「劑」字に対する先行の解釈とその問題点】

ここでは先ず、高昌文書中の「劑」字に対する先行の解釈について紹介しておこう。

管見の限り、この文字について最初に解釈を試みたのは唐長孺氏である³⁾。唐氏は、この文字は税の折納を意味し、例えば「劑僧俗絹練條記」であれば、絹練を錢に折して納入したものであり、元来は絹練で納入されていたものが、高昌国後期には錢で折納されるようになったと推測している。次いで鄭学檬氏は⁴⁾、遠行馬錢について、これが遠行馬の負担を免除されるかわりに納入された税であることに着目し、この文字は「補助」の意味において用いられていたという。しかし「劑」字について最も丁寧な検討を行なったのは謝重光氏である⁵⁾。それによると、この文字には、「調節」とか「調和」といった意味があるので、この文字を冠する税種は租に対する意味における調であり、丁正錢(丁税)は大調、それ以外の遠行馬錢や刺薪は小調であると明快に断じている。

先行の解釈は以上であるが、詳しく説明するまでもなく、いずれも私見とは相容れないものばかりである。したがって以下に逐一検討していくことにしよう。

先ず唐長孺氏の見解だが、その直接の根拠となったのは、「年次未詳永安等地劑僧俗連絹練條記」

⁶⁾と思われるが、これからは、「劑」字が代納を意味するのか、それとも折納を意味するのかもわか

らない。唐氏が後者の解釈をとったのは、この文字本来の意味を生かそうとしてのことであろうが、しかし仮にこの解釈が正しいとすると、條記文書の内容は理解できなくなるのではなからうか。例えば、遠行馬錢は、遠行馬の供出に代わるものであるとすると、複数の馬匹のうちの一部を錢で折納したということなのか、あるいはそれとも、遠行馬の供出に代わる負担（本色）が別に定められていて、その一部を錢で折納したということなのか、また刺薪はいかなる税種を折納したものなのか、あるいはいかなる品目で折納されたのか、ちょっと考えただけでも、このような疑問が湧き出てくるのである。もちろん丁税についても、疑問がないわけではない。丁税の税目（品目）としては、丁正錢と丁束があったことが確認できるが、いずれにも「劑」字が冠されているのは、折色であることを示しているから、丁税の本色はこの二つの税目以外に別にあったことになってしまう。また田租の條記文書にはこの文字は全くみられないのだから、唐氏の所説だと、田租だけはなぜか折納が全く行なわれなかったということになろう。しかしこのようなことも理解しにくいところである。

また鄭学檬氏の見解については、遠行馬錢だけにしかふれておらず、既にこの点からして問題であろう。まさか丁税や刺薪の「劑」字と遠行馬錢のそれでは意味が全く異なるというわけではないだろうから、丁正錢にせよ、丁束にせよ、とにかく丁税が補助的な税種であるというのは納得しかねる。もしそうであるというのなら、一体丁税はいかなる負担を補助する税種だったのであろうか。

やはり先行の解釈で最も説得力を有しているのは、謝重光氏のそれである。租に対応する意味での調が、條記文書には全く登場しないことに着目したのも卓見といえる。しかし疑問がないわけではない。例えば、高昌国時代、調と呼ばれる税種があったことは、謝氏も言及している二点の「年次末詳（六世紀後半？）某人請放脱租調辭」⁷¹から明らかだからである。したがってまず、なぜ調が條記文書上に限って劑とその名称を変化させなければならなかったのか、という問に答える必要があろう。また第二に、劑＝調とすると、田租以外のほとんど全ての税種が調になってしまうという点も問題である。謝氏は丁税を大調、それ以外を小調として多様な税種を大小に大別しているが、駅制に関わる負担である「驛羊錢」すら調であるというのは、謝氏の論法ですれば、「驛馬粟」は調ではなくなる、ということも含め⁸¹、やはり承服しかねる⁹¹。さらに第三として、本当に劑＝調であれば、租が租粟、租麥、あるいは租酒とあるように、税目（品目）と複合して、文書上に表記されてしかるべきであろう。しかし、遠行馬錢（劑遠行馬錢）や刺薪（劑刺薪）はともかく、丁税については、「劑俗（丁）正錢」というように、原則として「劑」字と税種目の中間に僧俗区別が挿入されており¹⁰¹、やはり租と同列には論じられない要素を含んでいるように思われるのである。

このように、先行の解釈はいずれも問題を孕んだものであった。これらの成果に学びながらも、私が條記文書にみえる「劑」字を「分」の意味に解釈したのもそのためであるが、それでは、條記文書以外の高昌文書中にみえるこの字も同様に解釈できるであろうか。次号ではこの問題について考えてみよう。

（未完）

【註】

- （1） 關尾史郎「トゥルフアン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究－條記文書の古文書学的分析を中心として－」（二）（『人文科学研究』〈新潟大学人文学部〉第七五輯、一九八九年）、参照。なおこれは結果的に、同（一）（『人文科学研究』第七四輯、一九八八年）において試みた初歩的な解釈を自ら否定することになってしまった。この点について読者の方々に深くお詫びしなければならない。

またその後、楊際平氏（厦門大学歴史研究所）からのお便りで、楊氏も「劑」字を「分」の意味に解釈されていることを知った。その論稿「趙氏高昌国賦役制度管見」（『中国社会經濟

史研究』一九八九年第二期)はまもなく国内でも入手できるはずだが、現時点では未見で、その根拠についても、残念ながら不明確であるため、本文で言及することは控えたいと思う。

- (2) 池田温「中国における出土文字資料整理研究の近況－国家文物局古文献研究室の活動－」(『東方学』第六四輯、一九八二年)、参照。
- (3) 唐長孺「新出吐魯番文書発掘整理経過及文書簡介」(『東方学報』京都 第五四冊、一九八二年〈池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展－唐長孺教授講演の紹介を中心に－」[『史学雑誌』第九一編第三号、一九八二年]、併照)、同氏「吐魯番文書中所見絲織手工業技術在西域各地的伝播」(文化部文物局古文献研究室編『出土文献研究』北京 文物出版社一九八五年)。なお小田義久「麹氏高昌国時代の仏寺について」(『龍谷大学論集』第四三三号、一九八九年)は、この唐氏の見解に依拠している。
- (4) 鄭学檬「十六国至麹氏王朝時期高昌使用銀錢的情况研究」(韓国磐主編『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』厦門 厦門大学出版社、一九八六年)。
- (5) 謝重光「麹氏高昌寺院經濟試探」(『中国經濟史研究』一九八七年第一期)、同氏「麹氏高昌賦役制度考辨」(『北京師範大学學報』一九八九年第一期)。なおこのうち、前者については、本誌第一二号(一九八九年五月)の紹介記事を参照されたい。
- (6) 67TAM366:5 〈録〉『文書』Ⅲ、三三五頁。
- (7) 72TAM152:25, 26 〈録〉『文書』Ⅳ、二五〇頁～二五一頁。
- (8) 整理小組が「延壽十二(六三五)至十五(六三八)年康保謙入驛馬粟及諸色錢麥條記」(64TAM15:31, 32/4, 30, 32/1, 28/1, 28/2 〈録〉『文書』Ⅳ、三四頁～三六頁)と命名した文書は、一四点に上る條記文書が連貼された三枚以上の紙に書写されているが(詳細については、前掲、拙稿(一)、第一章第五節第一項、参照)、「驛羊錢」には「劑」字が付されているのに対し、二点ある「驛馬粟」にはこの文字がない。いずれも駅制に関わる税目ゆえ、重複を避けるがため、という解釈は、「驛馬粟」のほうが「驛羊錢」よりも前方に位置しているので成り立たないが、一方が調で、もう一方は調ではないという解釈はそれ以上でありえない。
- (9) 謝氏が調を大小に大別した根拠は、註(7)に示した文書にみえる「大小調」なる文言だが、この場合の「大小」は種々様々という程度の意味しかないのではないだろうか。
- (10) 前掲、拙稿(二)、第二章第一節第二項、参照。

(一九八九年六月三日稿了／六月二五日補訂)

【お詫びと訂正】

本誌第六号と第七号の印刷ミスにつきましては、第一三号で訂正させていただきましたが、第七号について新たにミスが指摘されましたので、ここにお詫びして訂正させていただきます。
五頁Ⅴ(89)：標題；年第→年代、副題；回骨→回鶻、六頁Ⅶ(3)：著者；葉堯軍→葉驍軍(第一三号の訂正を再訂正することになりますので、ご了承下さい)

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)